

議案第 46 号

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例(令和元年橋本市条例第27号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前																				
<p>(橋本市市民病院の使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前号以外の医療関係各法の保険外併用療養費に関する特別の料金及び療養の給付と直接関係ないサービスに係る手数料については、病院事業管理者(以下「管理者」という。)が定める額(使用料及び手数料等の納付)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定により使用料及び手数料をその都度納付させることが不合理であり、又は困難である場合として病院事業管理規程で定める場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、管理者は当該使用料及び手数料等の納期限を別に定めることができる。</p> <p>3 第3条に規定する利用料は、口座振替により納付しなければならぬ。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1098 1144 1246 2067"> <tr> <td rowspan="3">分娩介補料</td> <td>100,000円</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td>105,000円</td> <td>時間外</td> </tr> <tr> <td>110,000円</td> <td>深夜</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	分娩介補料	100,000円	普通	105,000円	時間外	110,000円	深夜	略	略	略	<p>(橋本市市民病院の使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前号以外の医療関係各法の保険外併用療養費に関する特別の料金及び療養の給付と直接関係ないサービスに係る手数料については、管理者が定める額(使用料及び手数料等の納付)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 第3条に規定する利用料は、口座振替により納付しなければならぬ。ただし、病院事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1098 181 1246 1099"> <tr> <td rowspan="3">分娩介補料</td> <td>75,000円</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td>80,000円</td> <td>時間外</td> </tr> <tr> <td>85,000円</td> <td>深夜</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	分娩介補料	75,000円	普通	80,000円	時間外	85,000円	深夜	略	略	略
分娩介補料		100,000円	普通																		
		105,000円	時間外																		
	110,000円	深夜																			
略	略	略																			
分娩介補料	75,000円	普通																			
	80,000円	時間外																			
	85,000円	深夜																			
略	略	略																			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。